【自家発・給水設備・換気設備の留意事項】

１　非常用自家発電設備整備及び給水設備整備について

　　補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること

　　　ア　**専ら非常時に用いる**設備とし、**設置に当たり施設に付帯する工事を**

**伴うもの**。

　　　イ　電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下に

　　　　おいても、**発災後７２時間以上の事業継続が可能となる設備である**も

　　　　の。

　　　ウ　設置場所については、**津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受**

**けない場所**とすること。

　　　エ　地震による停電時等に機能するために、地震時に転倒することがな

　　　　いよう**耐震性が確保されている**こと

　これを踏まえ、

**○平時を含めた使用が想定される設備は対象外**です。

　　特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時にお

　ける使用が想定されるだけでなく、

　①天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること

　②他の福祉施設（子ども・障害）と同一の取扱いとしていることから対象外

　　です。

**○可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わ**

**ない場合は対象外**です。

**○設置場所についてはハザードマップ等で災害の影響が想定されない場所で**

**あることが確認できること、または災害想定に対する安全対策（当該安全対**

**策に係る費用は補助対象外）が講じられていることが必要です。**

**○施工にあたり、耐震性が確保されていることがわかる資料（耐震計算書ま**

**たはアンカーボルト計算書等）を整備することが必要です。**

２　介護施設等の換気設備の設置事業について

　感染リスクの高い**風通しの悪い空間**について、施設の構造や立地等により、**十分な換気が行えない場合に**、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

これを踏まえ、

○**現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外**です。

改正建築基準法（２００３年７月１日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

本事業により補助が想定される場合は、例えば、

・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない

・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合　等となります。

○エアコンは一般的に**換気機能を有していないため、補助対象外**です。

　換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外とします。

補助対象面積の考え方

○前年度の基金の取り扱いと同様、**補助対象は「居室」に限ります**。

○補助上限（4,000円/㎡）でいう面積は**施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみ**となります。

上記の通り、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものについて補助することを想定しています

**前提を満たすとともに、真にやむを得ない施設かどうか、単純なエアコンの導入ではないか等も含め、適切に協議内容を確認いただくようお願いいたします。**